

学校法人金井学園 役員・評議員報酬等規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人金井学園（以下「法人」という。）の寄附行為第58条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 常勤の役員のうち、理事長、専務理事、常務理事を役付理事、監事を常勤監事という。
- (4) 常勤の役員で役付理事以外の理事を、職員理事という。
- (5) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (6) 役員・評議員の報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員・評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、役員・評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

第2章 役員の報酬等

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 役付理事および常勤監事 報酬、賞与、退職慰労金
- (2) 職員理事 報酬、賞与、退職慰労金
- (3) 非常勤の役員 報酬
- (4) 評議員 報酬

(報酬の額の算定方法)

第4条 役付理事および常勤監事に対する報酬は、別表1のとおりとし、各理事等の号俸は、理事会において決定する。

- 2 職員理事および非常勤の役員並びに評議員に対する報酬の額は別表2に定める額とする。
- 3 新たに常勤の役員若しくは監事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 4 常勤の役員若しくは監事が退任し又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 5 常勤の役員若しくは監事の月の中途における就任、退任、解任の場合の報酬額については、その月の総日数から土日及び祝祭日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(賞与の算定方法)

第5条 常勤の役員に対する賞与の額は、次に定める算式より算出される額の範囲内で、理事会において決定する。

$$\text{報酬月額} \times 3 \text{ か月分}$$

(退職慰労金の支給)

第6条 常勤の役員が任期の満了又は辞任により退任したときは、その者に退職慰労金を支給する。

- 2 常勤の役員が死亡により退任した場合の退職慰労金は、その遺族に支給するものとする。
- 3 退職慰労金の額は、次条に定める算式により算出される額の範囲内で、理事会において決定する。

(退職慰労金の算定方法)

第7条 退職慰労金算出に係る基準報酬額は、常勤の役員を退任した日のその者の報酬月額とする。

- 2 在任期間は、常勤の役員として就任から退任までの年数で1年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。
- 3 退職慰労金の額は、次に定める算式により算出する。

$$\text{第1項に規定する基準報酬額} \times \text{在任期間} \times 100 \text{ 分の } 50$$

(報酬等の支給方法)

第8条 常勤の役員に対する報酬の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月28日(ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。)

(2) 賞与 毎年6月、12月及び3月

(3) 退職慰労金 任務の完了、辞任又は死亡により退職した後2か月以内

- 2 非常勤の役員および評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第9条 役員・評議員には、職務執行のため出張した場合は、当該役員・評議員に対して、旅費を支給する。

旅費の額は、別表3のとおりとし、その額は理事会において決定する。

- 2 この規則に定めるもののほか、出張手続き及び旅費の支給等について必要な事項は、学校法人金井学園教職員旅費規程を準用する。
- 3 役員が職の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(端数の処理)

第10条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

第3章 その他

(公表)

第11条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第100条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する（起案番号 1833 号）。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する（起案番号 1626 号）。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する（起案番号 第 R05-1753 号）。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する（起案番号 第 R06-2079 号）。

別表1（役付理事および常勤監事の報酬月額）

号俸	理事長	専務理事	常務理事	監事
1	500,000 円	250,000 円	150,000 円	200,000 円
2	650,000 円	300,000 円	200,000 円	200,000 円
3	800,000 円	350,000 円	250,000 円	200,000 円
4	950,000 円	400,000 円	300,000 円	200,000 円
5	1,100,000 円	450,000 円	350,000 円	200,000 円
6	1,250,000 円	500,000 円	400,000 円	300,000 円
7	1,400,000 円	550,000 円	450,000 円	300,000 円
8	1,550,000 円	600,000 円	500,000 円	300,000 円
9	1,700,000 円	650,000 円	550,000 円	300,000 円
10	1,850,000 円	700,000 円	600,000 円	300,000 円
11	2,000,000 円	750,000 円	650,000 円	400,000 円
12	2,150,000 円	800,000 円	700,000 円	400,000 円
13	2,300,000 円	850,000 円	750,000 円	400,000 円
14	2,450,000 円	900,000 円	800,000 円	400,000 円
15	2,600,000 円	950,000 円	850,000 円	400,000 円
16	2,750,000 円	1,000,000 円	900,000 円	500,000 円
17	2,900,000 円	1,050,000 円	950,000 円	500,000 円
18	3,050,000 円	1,100,000 円	1,000,000 円	500,000 円
19	3,200,000 円	1,150,000 円	1,050,000 円	500,000 円
20	3,350,000 円	1,150,000 円	1,050,000 円	500,000 円
21	3,500,000 円	1,200,000 円	1,100,000 円	600,000 円
22	3,650,000 円	1,200,000 円	1,100,000 円	600,000 円
23	3,800,000 円	1,250,000 円	1,150,000 円	600,000 円
24	3,950,000 円	1,250,000 円	1,150,000 円	600,000 円
25	4,100,000 円	1,300,000 円	1,200,000 円	600,000 円
26	4,250,000 円	1,300,000 円	1,200,000 円	700,000 円
27	4,400,000 円	1,350,000 円	1,250,000 円	700,000 円
28	4,550,000 円	1,350,000 円	1,250,000 円	700,000 円
29	4,700,000 円	1,400,000 円	1,300,000 円	700,000 円
30	4,850,000 円	1,400,000 円	1,300,000 円	700,000 円

理事長には、職務手当として月額 500,000 円を支給する。

専務理事には、職務手当として月額 200,000 円までの額を支給する。

常務理事には、職務手当として月額 100,000 円までの額を支給する。

別表 2（職員理事、非常勤の理事及び監事、評議員の報酬）

職 員 理 事	理事会、常任理事会等への出席、 その他法人業務のための勤務	月額 50,000 円
非常勤の役員	理事会等会議への出席	日額 6,000 円
非常勤の監事	監事監査、理事会等会議への出席、 その他法人業務のための勤務	日額 6,000 円
評議員	評議員会等会議への出席	日額 3,600 円

別表 3（旅費）

	日 当	宿泊料	鉄 道	水路	空 路	備 考
理 事 長	27,000 円以下※1	28,000 円以下	グリーン ※2	1 等	ファースト	
専務理事	22,500 円以下※1	26,600 円以下			ビジネス	
常務理事	18,000 円以下※1	26,600 円以下				
常勤監事	22,500 円以下※1	20,200 円以下				
職員理事	兼務する役職を適用し、学校法人金井学園教職員旅費規程により支給					
非常勤の役員	学校法人金井学園教職員旅費規程の最上位（区分 A）により支給					
非常勤の監事						
評議員	学校法人金井学園教職員旅費規程の区分 B により支給					

備考：※1 福井県内及び片道 100 キロメートル未満の地域への出張の場合は、日当を支給しない。

※2 片道 50 キロメートル未満の場合は、グリーン席料金ではなく指定席料金により精算する。

※ 役付理事、常勤監事はタクシーを使用することができる。